

## 特別支援教育を担う教員の専門性の在り方に関する議論の整理（案）

### （１）全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性

- 全ての教員の特別支援教育に関する専門性を更に高めていくためには、今後、どのような取組が求められるか。

#### 全ての特別支援教育を担う教員に求められる専門性

- 教員の専門性とは、授業中に寝ないで黙って聞くことを強制することではなく、子供の困難性を理解し、子供に応じた分かりやすい説明を行い、子供が熱中して課題に取り組めるような授業を行い、自分の手に負えない困難性であれば特別支援学校等に連絡して問題を解決していけること。
- 特別支援教育を担う教員に必要なスキルや専門性について全体像が体系的に整理されるべき。特に行動に問題のある子供たちに対する指導については、ポジティブな行動的介入や支援、機能的アセスメント等のエビデンスのある指導方法を全ての教員が学ぶべき。
- 自立活動に関しては、その理念・目標・内容・指導計画の考え方・手続き等を理解し、自立活動の視点から目の前の子どもが見せる姿の背景を理解することや、その理解に基づき、教科学習の成立や学校生活を送る上で必要な手だてを講じられることが必要。

#### 養成課程で修得すべき資質について

- 教員養成課程の在り方に関しては、介護等体験や1単位の必修化により、若い先生方はこれから大きく変わると思う。
- 新たに必修単位が加わったことは大きな意味がある。ここでは、障害の種類毎の割合等の基礎的な知識だけではなく、障害のある方の育ちや生活、生涯学習の観点や保護者の考え等に耳を傾けるような内容であるべき。障害のある方と話をすると、新しい気づきがたくさんあり、障害のある方と交流したり議論することが体験的で深い学びにつながり、特別支援教育に携わってみたいと思うきっかけにもなるので、障害のある方に触れて当事者の生の声を聞く機会を充実すべき。
- 学生時代に多くの知識を身に付けることは限界があるので、障害のある人と学び・暮していくことについて学ぶべき。そのために、大学で様々な障害のある学生と一緒に学べるような環境づくりや、学生が特別支援学校に行って子供たちと接する経験が重要。
- インクルーシブ教育を考えたときに、障害のない子供への説明能力も必要。特別支援教育といった時に生来的な障害者のことを考えがちだが、誰もが事故等で障害者になる可能性があるので、仮にそうなったときに、どのようなヘルプを求めたら良いかを、人ごとではなく一緒に考えていく視点が重要。

#### 研修の在り方について

- 教員研修の在り方に関しては、特別支援教育に関する研修を行う割合は増えているが、机上の学びだけではなく、事例検討や関係機関との連携等の実践的な内容の充実が必要。
- 管理職の自立活動に関する理解も不十分であり、管理職になる前から継続的に特別支援教育の理解を深めていけるような研修が必要。

- 実践の中でOJT方式で、スーパービジョンを受けられるように、例えば中学校区に1人程度スーパーバイザーを配置していくとよい。

#### 特別支援教育コーディネーターの活用

- 特別支援教育コーディネーターを育成していくことで、全ての教員が特別支援教育に関する専門性を高めていくということにつなげるべき。また、教員が特別支援教育コーディネーターに指名された場合の時数軽減や専任化も検討すべき。

#### 特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みづくり

- 教員が特別支援教育のスキルを持っていたとしても、それが評価される仕組みがないため、特別支援教育について学ぼうという動機付けがない。通常の学級において特別支援学校の免許を有していたり、発達障害の専門性がある教員に対してプラスアルファのインセンティブが何か評価できたりするような仕組みがあれば、より特別支援教育の専門性を高める動機付けになる。

#### <議論の整理(案)>

特別支援教育を担う全ての教員には、目の前の子供の抱える困難を理解し、子供に応じた指導や支援が行えること、必要に応じて学校内外の関係機関や関係者と連携して問題を解決していける力が必要との意見や、こうしたスキルや専門性について全体像を整理すべきとの意見があった。

養成課程では、介護等体験に加えて1単位の必修単位が加わったことにより、今後充実していくことを期待する意見があった。また、基本的な知識だけではなく、障害者と接し当事者として理解する経験等の充実を求める意見があった。

研修についても、机上の学びだけではなく、事例検討や関係機関との連携等の実践的な内容や、実践の中でOJTで継続的に学べる仕組みや体制づくりを求める意見があった。

さらに、特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みがあれば、専門性を高める動機付けにつながるという意見もあった。

## (2) 特別支援学級や通級による指導を担当する教員に求められる専門性

- 小学校等において学校全体の特別支援教育をリードする特別支援学級や通級による指導の担当教員にはどのような専門性が求められるか。また、その専門性を向上させるためにどのような方策が必要か。

### 特別支援学級や通級による指導の担当教員に求められる専門性

- 特別支援学級や通級による指導の担当教員、更には特別支援学校の教員に求められる専門性として、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画・指導計画の作成方法、保護者支援（ペアレントトレーニング）の方法についても位置付けるべき。
- 自立活動の実践力に加え、目指す目標の水準が異なる子どもたちから構成される学習集団を対象とした指導（同単元異目標による授業）力や知的障害特別支援学校の各教科の目標・内容の理解や指導力、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用の判断とその判断に基づき教育課程を編成する力が求められる。

### 研修の在り方について

- 特別支援教育に関しては様々な研修があるが、体系だった研修を受けられていないため、専門性の向上につながっていないと感じている。特別支援学級や通級による指導の魅力やおもしろさが伝わるような体系的な研修を進めていく必要がある。

### 特別支援学級等を担当する教員のための免許状の創設について

（肯定的な意見）

- 特別支援学校教諭免許状が特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性を担保するものになっておらず、特別支援学級の担当教員の免許保有率は3割前後に留まっている。特別支援学級の担当教員等に特別支援学校の免許を取得してもらうためには、自閉症や発達障害についての専門性を担保する免許の創設が必要。
- 特別支援教室構想の実現を目指すのであれば、様々な障害のある児童生徒がおり特別支援教室で過ごす時間も異なる中で、教員がきちんと見取りをして計画を立てていかなければならず相当な専門性が必要になる。その担保のためにも、自閉症や発達障害等も含めた通級による指導等を担当する教員の免許の創設を考えていくべき。
- 特別支援学級、通級による指導という場がある以上、研修や特別支援学校免許状ではなく、そこに関わる教員の免許が必要。特別支援‘教育’免許状があれば、特別支援学級や通級による指導の担当教員や特別支援教育コーディネーターも取得するのではないか。
- 発達障害について、様々な講習会に参加する熱心でよく理解している教員がいる一方で、絶対に参加しない未だに理解が不十分な教員との乖離が起きている。研修や講習を充実させるだけでなく、知的障害・視覚障害・聴覚障害等と同様に発達障害のための免許状を創設すべき。

発達障害は知的障害の無い方から重度の方まで含まれており、発達障害のある子供は通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のすべてに在籍しているため、可能であれば発達障害免許状というのを各学校種で作るべきだが、無理であれば、特別支援教育の免許状を創設してその中に発達障害の免許状を作るべき。

(慎重な意見)

- 医師免許は精神科医や眼科医等で分かれておらず、免許とは別に認定医や専門医といった仕組みがあるように、特別支援学級や通級による指導についても教員免許をベースとして特別な認定制度を設けることも考えられるのではないかと。
- 仮に免許制度の中で発達障害に対応しようとする、実際の学校や学級の制度を反映するために言語障害学級、肢体不自由学級という何種類もの免許を出すことになり、異動の難しさや免許を持った教員が充てられない場合の保護者の不満にどう対応するか。
- 小学校、中学校にも一定数の発達障害を伴う児童生徒がおり、新学習指導要領にそうした配慮を必要とした子供への指導について規定されたことによって、全ての教員に共通して必要なものと考えられている内容が、免許を作ることによって個別、先鋭化、専門化してしまう懸念もある。

(その他の意見)

- 知的障害が発達障害の一部であるという考え方を踏まえれば、教員免許の「知的障害」の領域を「知的障害・発達障害」や「発達障害」という名称にして、養成課程の単位や学習内容を整理すべき。
- 医療の世界では「知的障害」は「発達障害」に含まれるので、それを踏まえると、「知的障害」ではなく「発達障害」の免許にすべき。実際に知的障害の特別支援学校高等部では、発達障害はあるが知的障害があるかどうか分からない生徒もいる。
- 教員を一定数供給する必要がある、学部段階では特別支援教育免許状あるいは特別支援教育総合免許状のような形として、修士課程で、修士(発達障害)とか修士(知的障害)等の分け方をして、専門性を証明できるようにすれば良いのではないかと。

#### 人事配置・人事交流について

- 特別支援学級に初任者が赴任するケースもあるが、特別支援学級は、教師間の協働性が機能しにくい環境にある中で、教育課程の編成や通常学級との連携を含め一人で担う業務も広範囲に及ぶため、特別支援学校に一定期間赴任した教師を配置する仕組みを検討する必要がある。
- 特別支援学校で経験を積んだ教員を小中学校の特別支援学級に配置することは良いと思うが都道府県立・市町村立という設置者の違いによる人事の壁があるのが現状。より円滑に人事交流ができるようになる良い。

#### <議論の整理(案)>

特別支援学級や通級による指導の担当教員には、全ての教員に求められる専門性に加えて、特別な教育課程の編成方法や個別の教育支援計画・指導計画の作成方法、目標の水準が異なる学習集団(特別支援学級)における教科や自立活動を指導する力が求められ、さらに、保護者支援の方法についても身に付けるべきとの意見があった。

研修については、特別支援学級や通級による指導の魅力やおもしろさが伝わるような体系的な研修を進め、専門性の向上につなげていくべきとの意見があった。

免許状に関して、発達障害等の専門性を担保する免許状を創設することについて

て、

- ・ 担当教員の発達障害に関する専門性の向上が期待できる
  - ・ 特別支援学級の担当教員等による当該免許状の保有率向上が期待できる
- といった肯定的な意見があった一方で、
- ・ 特別支援学級に在籍する言語障害や肢体不自由の児童生徒の全てには対応できない
  - ・ 免許創設により発達障害に係る指導が先鋭化、専門化してしまう懸念がある
- といった慎重な意見があった。また、国際疾病分類の改訂を踏まえ免許状の知的障害の領域を発達障害等に改めるべきとの意見や、一種免許状までは共通の内容として修士課程・専修免許状で障害種に対応した領域を学ぶ仕組みにすべきとの意見もあった。

人事配置・人事交流について、特別支援学級に初任者を配置するのではなく、特別支援学校等の経験者を配置すべきとの意見や、特別支援学校と小学校等との人事交流がより円滑に行えるよう、設置者間の連携を深めるべきとの意見があった。

(論点の補足)

発達障害等の専門性を担保する免許状の創設について、その目的とメリット(代替措置はないか等)と課題(どうすれば克服できるか等)についてどのように考えるか。

### (3) 特別支援学校の教員に求められる専門性

● 近年の特別支援学校や小学校等における障害のある子供の変化等を踏まえ、特別支援学校の教員にはどのような役割が期待され、どのような専門性を身に付ける必要があると考えるか。

その際、教育職員免許法附則第 15 項の規定の在り方についてどう考えるか。

さらに、特別支援学校の教員の専門性を高める観点から、採用・研修・人事異動・配置等の在り方について、どのように考えるか。

#### 特別支援学校の教員に求められる専門性について

- 特別支援学校の教員に求められる専門性として、教科指導や生徒指導という教員全てに係る専門性に加えて障害の特性に応じた指導ができることが必要。
- 特別支援学校では、学校間の異動だけではなく、学校内でも小学部から高等部や発達段階の幅や重度・重複の子供から就労を目指す子供まで非常に幅が広く、全てのことに的確に対応できる知識と経験を個人で身に付けることは非常に難しい。
- 特別支援学校では個々の児童生徒のニーズに応じて指導内容をカスタマイズしていく能力が求められるので、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）、看護師、ICTの専門家等をうまく活用して、個に応じた指導をカスタマイズできる能力を形成していくことが重要。同時に、学校の内外にこういった専門家を配置していくといった体制整備が必要。
- 特別支援学校の教員の養成課程では、学校内外の専門家をうまく活用できるコーディネート力や、そこで得たアドバイスを子供たちの実態に応じてカスタマイズできる能力の形成が必要。
- 全てのことを特別支援学校の教員が知ることは難しいと思うが、10 年程度かけて他校種を経験したりしながら自分の専門分野を見つけられるようにすべき。

#### 養成課程で修得すべき資質について

- 特別支援学校の教員は小学校、中学校、高校の基礎免許を持っており、自分が実際に学校で受けてきた教育でイメージを持っているが、実際に初めて特別支援学校に来て目の前の子供を指導しようとしても、基礎的な文字・数・言葉の獲得に至っていない子供を前に手も足も出ない状況。特別支援学校教諭の養成においては、基本的な特別支援教育の枠組みや障害種あるいは感覚器について学ぶことに加えて、例えば、目で見て、耳で聞いて分からない子供にどうやって概念形成をするかといった、基礎段階の認知発達の力を付けて、通常の教育の入り口までつなげられるようなカリキュラムが必要。また、こうした内容を養成段階でも学び OJT や現職研修につないでいくことが必要。

#### 研修の在り方について

- 特別支援学校の勤務だけでは、小学校等で必要な、生徒指導を通して集団を扱う能力が養われない。小学校等の教員には特別支援教育の専門性がないとよく言われるが、特別支援学校の教員も教員としての専門性を養わなければならない部分があり、意識して育てていく必要がある。
- 教員が学校の中で研修したり校外の集合研修で集まったりするのは時代に遅れ

ているという思いがあり、インターネットを活用した研修動画やネットワークでコミュニケーションしながら学ぶことがもっとあってもよい。

- 今、特別支援学校はミドルリーダーの育成が課題であり特総研の様な機関がもっと必要。全国に1か所だけしかなく順番を待つ状況ではなく、各ブロックに置く必要があるのではないか。

### **免許法附則第15項の削除について**

(肯定的な意見)

- 現在、学校種毎に免許が設けられている中で、特別支援学校も免許があるということを前提にした設計がされている以上、永遠の目標ではなくどこかで附則は削除すべき。
- 知的障害、肢体不自由、病弱の免許状保有率は8割を超えており、新たに着任する教員のほとんどが免許を持っているので、これらの領域については、免許を持っていることを前提にできると考える。一方、視覚、聴覚については、40%、50%となっており、採用数の問題、教員養成の拠点の問題、それを教えられる大学の教員がいるかも含めて別途の対応を考えるべき。都道府県に盲学校やろう学校が1校しかない場合、どのように人を確保育成していくかという問題がある。
- 学校間の人事交流にはメリットもあるので、附則第15項を削除したとしても、人事交流を維持するために別途の対応を考えていけば良い。免許があるという前提でやっていかなければ、なくてもいいという世界ではよくない。

(慎重な意見)

- 免許法の附則第15項の廃止については、現場感覚で言うと、免許保有を前提にされると人事が停滞し専門性の向上も停滞する懸念がある。特別支援学校には、複数の障害が重複している児童生徒も多く在籍しており、教員が免許に縛られるとうまく連動できない。
- 附則第15項が撤廃されたら臨時免許が必要だということになるが、現実はかなり厳しい。もちろんこれから特別支援学校の教員になろうという人は免許を取るべきだが、あえて特別支援学校が活性化するために、意図的に市民講師や他校種の教員も入れるという発想があってもよいのではないか。
- 特別支援学校と中学校・高等学校との人事交流によって、中学校・高等学校は特別支援教育の専門性の向上、特別支援学校は教科指導力の向上が図られている。附則第15項を削除して人事配置が免許状に縛られる状況だと、各都道府県で人事配置が難しくなる。免許保有率を上げていくということは必要だが、専門性の向上という点では、研修の充実や免許法そのものの在り方を考えていく必要がある。

### **学校の専門性の担保**

- 教員の人事異動をスムーズに行うためには、教員の専門性に加えて学校の専門性が必要。盲ろう児教育についての確たる教育方法というのがまだ確立されていない中で、特別支援学校で盲ろう児を担当して一定の専門性を獲得した教員が人事異動で離れた際に、次の教員はまたゼロからのスタートになってしまうということになることを回避するため、担当教員の専門性、力量だけではなくて、学校全体として高い専門性を担保するための方策についても検討を進めるべき。
- 経験豊富な教員が異動していくことで専門性が蓄積されておらず、専門性の維持・向上

の観点からも人事上の工夫が必要。

- 障害種によっては都道府県内に特別支援学校が1校しかない場合もあり、都道府県内では、免許状の保有等も考慮した人事が困難。

#### <議論の整理（案）>

特別支援学校の教員には、教科指導や生徒指導といった全ての教員に必要な専門性に加え、障害の特性に応じた指導ができる専門性の両方が必要との意見があった。また、特別支援学校は、学校内でも年齢や発達段階、障害の種類や程度が大きく異なり、全てのことに的確に対応するためには、学校内外の専門家等を活用できる力が必要との意見もあった。これらは、他校種の経験も含め、中長期的に育成されるものとの意見もあった。

養成課程では、基本的な特別支援教育の枠組み、障害の種類や感覚器について学ぶことに加え、基礎段階の認知発達の知識の習得や学校内外の専門家等を活用できる能力の形成が必要との意見があった。

研修については、認知発達の知識等に加え、特別支援学校での勤務だけでは養われにくい生徒指導等の集団を扱う能力の育成に留意すべきとの意見があったほか、ICTを活用した研修やミドルリーダー育成の研修の充実を求める意見があった。

免許法附則第15項の削除については、

- ・学校種に対応した免許状を所持していることを前提に制度設計されている以上いつかは削除すべきで、人事交流のためには別の仕組みを考えるべき
- ・特別支援学校の人事配置や小学校等との人事交流が停滞し、その結果、小学校等における特別支援教育の専門性の向上や特別支援学校における教科指導力の向上が困難になる

といった慎重な意見があった。

特別支援学校の教員の持つ専門性が、人事異動によってその学校から失われないよう、学校として専門性を担保・継承していく仕組みを検討すべきとの意見があった。